



県 章

# 滋賀県公報

平成 22 年（2010 年）  
4 月 23 日  
号 外 （ 2 ）  
金 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

## 目 次

### ○ 監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告.....	1
監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告.....	2

## 監 査 委 員 公 告

### 監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した平成21年度を対象年度とする定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成22年4月23日

滋賀県監査委員	佐 野 高 典
〃	平 居 新 司 郎
〃	山 田 実 雄
〃	宮 村 統 雄

### 監査の結果に関する報告

#### 1 監査執行対象機関名および監査執行年月日

監査執行対象機関名	監査執行年月日
琵琶湖環境科学研究センター	平成22年4月8日
琵琶湖博物館	平成22年4月8日
衛生科学センター	平成22年4月9日
工業技術総合センター	平成22年4月9日
病害虫防除所	平成22年4月12日
農業技術振興センター	平成22年4月12日
畜産技術振興センター	平成22年4月12日
水産試験場	平成22年4月13日

#### 2 監査の結果

##### (1) 指摘事項

特に指摘すべき事項は認められなかった。

##### (2) 指導事項

指摘には至らないものの、注意を要するものとして指導した事項は次のとおりである。

##### (7) 収入関係（1件）

- ・ 使用料等について収入未済の解消を求めるもの（水産試験場）

##### (4) 支出関係（2件）

- ・ 執行何かが適正でないもの（農業技術振興センター）
- ・ 諸手当の支給を誤っているもの（琵琶湖博物館）

(3) 上記以外の機関については、財務に関する事務の執行について、特に指摘・指導すべき事項は認められなかった。

3 意見

平成22年4月8日から平成22年4月13日までの間に実施した8機関に係る監査の結果、次のとおり意見を付す。

(1) 開放機器の整備について(工業技術総合センター)

工業技術総合センターの機器整備については、開設当初において、県と民間企業による基金での対応が図られ、その後は、県の一般財源や外部からの助成金等により対応されてきたが、県財政が厳しさを増す中で、ここ数年、新たな機器整備はもとより、現有機器の更新すら困難な状況にある。

平成21年度における企業からの設備使用は、8,000件を超え、過去最大を記録するなど、センターが擁する機器は、企業の技術支援にますます活用されている状況にあり、その充実は、現下の不況を乗り越える滋賀経済の未来への投資という意義があり、まさにセンターの真価が問われているところでもある。

今後とも多くの企業からの信頼と要請に応えるべく、県自らが財源確保に努めることと併せて、外部資金の獲得などを最大限に工夫しながら、機器整備に努められたい。

(2) 共同研究の推進について(農業技術振興センター、畜産技術振興センター、水産試験場)

農業、畜産、水産、それぞれの分野ごとに機関を設けて、新技術の開発や普及・指導の取り組みが進められているが、財政状況に厳しさが増す中、試験研究機関においても予算面や組織体制面からの効率化が求められている。

農業、畜産業、水産業それぞれの現場が抱える課題と向き合うためには、多様な観点から複合的なアプローチが求められることが多く、現在も、飼料イネや飼料用米による近江牛の育成や稲わら・堆肥の循環利用など、耕畜連携の強化を目指した研究や、魚の育成と環境に配慮した米づくりなどについて共同の研究体制を執るにより一定の成果がみられるところである。

こうした共同研究の取り組みは、研究スタッフの問題意識の醸成と切磋琢磨の場としても大きな意義があるものと考えられることから、現場の課題に即して、専門分野としての英知を結び合わせた共同研究にさらに積極的に取り組むことにより、県民にとって価値ある成果が示されるよう努められたい。

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成22年4月23日

滋賀県監査委員	佐野高典
〃	平居新司郎
〃	山田実
〃	宮村統雄

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査執行対象機関名	防災危機管理局
監査執行年月日	平成21年7月21日
監査結果報告年月日	平成21年11月27日
監査の結果	職員の不注意による交通事故(県過失割合100%)が発生し、1,150,634円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	公用車による交通事故防止については、所属職員を対象とした職場研修を開催して注意を喚起し、その周知徹底を図ってきたが、事故発生後においても、速やかに研修を開催し、テキストによる説明や職員によるヒヤリ・ハット事例の発表、再発防止策の話し合い等を実施するなどして、安全運転の徹底を図った。 今後とも、交通事故防止の注意喚起と周知徹底を図るため、所属職員に対し定期的に職場研修を実施するとともに、交通法規の遵守、安全確認、安全運転を呼びかけ、交通事故防止と車両の適切な管理に努めていく。

監査執行対象機関名	総務部総務課
-----------	--------

監査執行年月日	平成21年7月31日
監査結果報告年月日	平成21年11月27日
監査の結果	<p>専修学校等修学奨励資金貸付金の償還金については、回収に努力されているものの、平成21年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ583,606円増加し、4,678,936円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>文書による督促や個別訪問、厳しい経済状況に応じた納付方法の変更など、債務者の実情も考慮した対応により納入促進を図るとともに、貸付金に係る事務を行っている関係市町担当課に対しても債務者の実情把握や償還指導を要請し、平成22年3月末までに62,443円を収納した。</p> <p>また、債務者に対する返還義務の周知徹底、納入遅延者に対する文書等の督促を繰り返し行うとともに、関係市町担当課にもきめ細やかな償還指導を要請するなどして、新たな収入未済の発生防止に努めた。</p>

監査執行対象機関名	総務部財政課
監査執行年月日	平成21年7月28日
監査結果報告年月日	平成21年11月27日
監査の結果	<p>不動産売却収入において、平成21年5月末日現在、62,000,000円の収入未済が発生しているため、早期収納に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>不動産売却収入の収入未済については、平成21年3月27日付けで締結した公有財産売買契約に基づく売買代金が期限内に納付されなかったことによるものである。</p> <p>買受人に対して再三、売買代金の早期納付を求め、歳入確保を図ろうとしたものの、譲渡申請段階の見込みを反して買受人の資金調達が滞り、今後も納付が見込めないことから、やむを得ず平成21年9月1日付けで同契約を解除した。</p> <p>なお、同契約の解除に伴い、平成21年度には売買代金の1割に相当する違約金を収納した。</p>

監査執行対象機関名	総務部税政課
監査執行年月日	平成21年7月28日
監査結果報告年月日	平成21年11月27日
監査の結果	<p>税務電算システム運用業務委託において、検査・検収が十分行われなかったため、自動車取得税の課税標準を確認するための照会システムに修正漏れがあったので、今後は適正な事務の執行に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>今回の自動車取得税に係る税務電算システムの修正漏れは、平成20年度税制改正において低燃費車に係る課税標準額の特例が改正され、課税標準額から控除できる額が変更されたにもかかわらず、中古自動車の課税標準額を確認するための照会システムに修正漏れがあったことにより発生したものである。</p> <p>今後は、制度改正等に伴う電算システム修正について、修正漏れないよう以下の点について、更にチェック体制を充実する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 制度改正等によるシステム修正方法の適否・修正漏れについて、賦課徴収事務担当職員および自動車税事務所職員を加えて検討・検証する。</li> <li>(2) チェックデータの作成に当たっては、直接の修正箇所に対するチェックは勿論のこと、修正箇所以外への影響を確認するためのデータも作成する。</li> <li>(3) 窓口における税額チェックを電算に頼るだけでなく、一部手作業でも税額を計算するなどし、複数の方法でチェックする。</li> </ol>

監査執行対象機関名	県民文化生活部県民文化課
監査執行年月日	平成21年7月24日
監査結果報告年月日	平成21年11月27日

## 監査の結果

文化産業交流会館の目的外使用許可にかかる使用料収入については、平成21年5月末日現在、863,501円の収入未済が発生しているため、速やかな収納に努められたい。

## 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

納入義務者に対しては平成21年6月22日付けで督促状を送付し、それ以降も訪問による面会を平成21年7月8日と平成21年9月16日の2回、債務確認書の送付を3回、それぞれ行うなど、継続して納付指導を行ってきたが、現在のところ未納となっている。

平成22年3月22日に納入義務者代理人の弁護士から分割納入の提案があり、所管課としても納入義務者の現在の支払能力を考慮すると、分割納入もやむを得ないと考えられることから、現在、分割による納入計画について最終的な調整を行っているところである。

納入計画の確定後は確実に履行されるよう、指導に努めてまいりたい。

監査執行対象機関名	健康福祉部医務業務課
-----------	------------

監査執行年月日	平成21年8月24日
---------	------------

監査結果報告年月日	平成21年11月27日
-----------	-------------

## 監査の結果

看護職員修学資金貸付金の償還金等については、回収に努力されているものの、平成21年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ550,470円増加し、11,085,859円となっているため、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

## 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

長期未納者に対し、文書による督促を実施するとともに、督促に応じない滞納者に対しては、自宅への訪問や保証人への働きかけなどにより収納に努力した結果、平成21年6月から平成22年3月末までに1,763,377円を収納することができた。

また、新たな収入未済の発生防止については、延滞発生後、速やかに電話・文書による督促を行うほか、督促に応じない場合には早期に戸別訪問を実施するなど、きめ細かな返還指導を実施し、新たな収入未済の発生防止に努めてまいりたい。

監査執行対象機関名	健康福祉部子ども・青少年局
-----------	---------------

監査執行年月日	平成21年8月24日
---------	------------

監査結果報告年月日	平成21年11月27日
-----------	-------------

## 監査の結果

母子福祉資金貸付金の償還金等については、回収に努力されているものの、平成21年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ3,747,046円増加し、42,777,498円となっているため、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

## 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

母子福祉資金貸付金の償還金等については、貸付制度利用者の公平性の確保のためにも完納をめざし、平成20年度に行った滞納者の実態調査結果に基づき、電話・文書による督促や、自宅訪問など、それぞれの状況に応じた償還指導を強化しているところである。その結果、平成21年6月から平成22年3月末までに2,200,519円を収納した。また、確実な納入を図るため、口座振替による償還方法を原則としたほか、分納による計画的・定期的償還の推奨や、保証人による償還促進を図るとともに、新たな収入未済発生時には、その初期において、母子自立支援員と連携し、早期の対応を図るなど、収入未済の発生防止に努めている。

監査執行対象機関名	農政水産部農政課
-----------	----------

監査執行年月日	平成21年8月27日
---------	------------

監査結果報告年月日	平成21年11月27日
-----------	-------------

## 監査の結果

農業改良資金貸付金の償還金については、回収に努力されているものの、平成21年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ4,055,000円増加し、31,270,786円となっているため、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

## 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

収入未済額の収納については、各農業農村振興事務所農産普及課および滋賀県信用農業協同組合連合会と連携し、債務者および連帯保証人に対して電話や面談により継続的な督促を行ってきた。この結果、新たに2名が定期的な分納に応じることとなり、延滞者6名すべてから分割ではあるが収納できる見込みがたち、平成22年3月19日時点では7,047,632円を収納することができた。今後も関係機関と連携し、経営状況や償還状況を見極めながら督促を行い、引き続き早期回収に努めたい。

新たな収納未済の発生防止については、延滞発生時にできるだけ早く債務者に面談し経営状況や延滞の原因の把握に努め、農業技術振興センターや各農業農村振興事務所農産普及課と連携し経営改善のため適切な指導、助言を行うとともに、連帯保証人とも連絡を密にし、約定の返済が行われるよう対応していきたい。

監査執行対象機関名	農政水産部水産課
監査執行年月日	平成21年8月25日
監査結果報告年月日	平成21年11月27日
監査の結果	沿岸漁業改善資金貸付金の償還金等については、回収に努力されているものの、平成21年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ3,787,000円増加し、26,468,951円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	収入未済の解消については、収納代理機関である農林中央金庫大阪支店と連携を図りながら、債務者に対して、書面、電話、訪問による督促を実施した。その結果、1,320,000円(平成22年3月末日現在)の回収を図ることができた。 今後も、訪問などによる督促を強化し、また、状況に応じて連帯保証人に対しても督促等を行い、債務者に対する納入指導を求めるとともに、回収が困難と見込まれる場合には、連帯保証人による代位弁済を求めするなど、できる限り早期に収入未済の解消を図るとともに、新たな収入未済の発生防止に努める。

監査執行対象機関名	土木交通部住宅課
監査執行年月日	平成21年8月21日
監査結果報告年月日	平成21年11月27日
監査の結果	公営住宅使用料等については、回収に努力されているものの、平成21年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ5,776,747円増加し、71,235,965円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	家賃滞納者に対しては、督促状の送付、嘱託職員による訪問納付指導、県・公社職員による夜間個別訪問等を実施した。年4回実施した夜間個別訪問については、訪問戸数を増やし納付指導を強化した。また、収入申告未申告者に対し、訪問納付指導時に併せて、個別訪問により指導を行い、新たな滞納の抑制に努めた。さらに併せて悪質な滞納者に対しては、使用許可取消や住宅の明渡しと滞納家賃の請求訴訟の措置を講じた。 また、駐車場や離職退去者への住居提供にかかる使用料滞納者についても、家賃と併せての個別訪問指導、文書督促や面談による指導等を実施し、納付指導を行った。これらの取り組みにより、24,283,878円(平成22年3月末現在)の収納が図れた。 今後は、引き続き督促状の送付、訪問個別指導等を実施しながら、滞納初期段階での指導を強化し、口座振替による家賃納付の促進等により新たな滞納の抑制に努めていく。また、訴訟等の法的手段を積極的に活用し、指導の強化を図るとともに、退去滞納者に対しても引き続き債権回収事業者への徴収委託を行い、適正な債権管理を行っていく。 また、公営住宅入居者は低所得者が多いことから、福祉との連携を強化するとともに、滞納者個々の生活実態に十分目を配りながら、きめ細かい対応を行っていく。

監査執行対象機関名	病院事業庁
監査執行年月日	平成21年7月17日・23日

監査結果報告年月日	平成21年11月27日
監査の結果	<p>平成20年度病院事業会計における患者負担金収入については、収納に努力されているものの、平成21年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ5,286,812円増加し、78,385,958円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。(成人病センター)</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>患者負担金未収金については、督促管理システムにより、債務者ごとに個別管理し、入院中からの入院診療費未納患者との面談、高額貸付制度や分割納付等の相談や、書面、電話、再来時の支払指導や連帯保証人への支払請求およびクレジットカードによる収納を行い、患者負担金の早期収納に努めた。</p> <p>また、過年度未収金等については、回収督促強化期間(夏期:平成21年9月~11月、冬期:平成22年1月~3月)を設け、夏期6班体制、冬期4班体制での督促および訪問徴収を行った結果、3,307,921円収納するとともに、回収困難な未収金については、平成21年3月より弁護士事務所への未収金回収業務を委託し、2,275,195円収納することができた。</p> <p>これらにより、平成21年5月末日の収入未済額78,385,958円は、平成22年2月末日現在で64,692,975円となった。(成人病センター)</p>

監査執行対象機関名	教育委員会事務局学校教育課
監査執行年月日	平成21年7月30日
監査結果報告年月日	平成21年11月27日
監査の結果	<p>高等学校奨学資金貸付金の償還金については、回収に努力されているものの、平成21年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ21,172,684円増加し、61,121,382円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>収納の促進については、例年実施している電話、書面、訪問による催告に加え、平成21年度より裁判所への支払督促申立を実施し、返還が困難な者にはその事情に応じて分割納付の指導などを行った結果、2,590,160円(平成22年3月1日現在)の回収を図った。</p> <p>しかしながら、今日の不安定な雇用状況等により、返還が困難となる者が増加している。</p> <p>そこで、平成22年度には、督促体制の強化を図るために、緊急雇用対策事業を活用し、電話、書面、訪問による催告を専属的に行う嘱託員3名を設置することとし、予算措置を講じたところである。</p> <p>今後も引き続き、早期に収入未済の解消を図るとともに、貸付時や貸付終了時において、奨学生に債務者として返還義務があることを周知して返還意識の向上を図ることとする。</p>

監査執行対象機関名	教育委員会事務局人権教育課
監査執行年月日	平成21年7月30日
監査結果報告年月日	平成21年11月27日
監査の結果	<p>地域改善対策修学奨励資金貸付金の償還金等については、回収に努力されているものの、平成21年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ11,148,971円増加し、57,042,889円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>収納促進については、関係市町教育委員会を訪問し個々の債務者の実情に照らした、継続的な返還指導について引き続き依頼した。</p> <p>債務者に対しては、文書による督促や電話等による説明を行い、また、返還が困難な者にはその事情に応じて分割納付の指導などを行った結果、平成22年3月末日現在で2,567,269円を収納した。</p> <p>また、新たな収入未済の発生防止に向けては、機会あるごとに返還義務があることについて周知に努め、適切かつ無理のない返還計画が作成されるよう、関係市町教育委員会を通じ個別指導に努めるとともに、納入方法として口座振替制度を導入するなど、納入義務者の返還の利便性向上に努めた。</p>

監査執行対象機関名	警察本部
監査執行年月日	平成21年8月27日
監査結果報告年月日	平成21年11月27日
監査の結果	<p>(7) 放置違反金については、回収に努力されているものの、平成21年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ1,034千円増加し、20,053千円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。(交通指導課)</p> <p>(4) 職員の不注意による交通事故が3件(県過失割合100%、80%)が発生し、保険を含めて1,247,899円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。(捜査第一課)</p> <p>(7) 職員の不注意により、中型車庫棟シャッターの損傷が発生し、966,000円が支払われている。今後は財産の適切な管理に努められたい。(警備第一課)</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>(1) 交通指導課</p> <p>滞納者に対する集中徴収活動期間(年4回、各10日間)を定め、特別徴収のためのプロジェクトチームを編成して長期滞納者を中心に集中的な訪問徴収活動を実施するとともに、任意納付に応じない者に対しては地方税の滞納処分の例により財産を差押さえて強制徴収を行うなど未収金の徴収に努めており、平成22年2月末までに収納未済額20,053千円のうち8,191,380円を収納した。</p> <p>収入未済の増大は、放置違反金制度に重大な支障が生じることとなることから、今後も、任意納付を促すための訪問・電話督促等を早い段階から継続的に実施するとともに、所在不明者の追跡調査、車検拒否制度等と連動した徴収活動を行うなど、収納の促進に努める。</p> <p>(2) 捜査第一課</p> <p>事故発生後、緊急の課内幹部会を開催して事故原因の究明と再発防止について検討・指示するとともに、課員全員を対象とした全体会議において、事故当事者に事故の状況・反省点を発表させるなど、課員の事故防止に対する意識の醸成を図った。また、事故当事者に対しては、警察本部が開催する自動車運転技能訓練に参加させて安全運転技能及び安全運転意識の向上を図った。</p> <p>今後も引き続き、幹部職員が課員の睡眠時間や体調について配慮するとともに車両出発前には具体的な注意喚起を行うなど、交通事故の防止対策を推進して車両の適切な管理に努める。</p> <p>(3) 警備第一課</p> <p>公用車の運転中における公有財産損傷事案であり、再発防止のため運転者および同乗者に対して安全運転の確保に必要な要点、注意義務等について具体的に指導教養した。また、課員全員が出席する全体会議において、事故当事者による事故の反省・教訓の発表および指定した職員による事故防止についてのスピーチ等を行わせ、職員全体の事故防止意識の高揚を図るとともに、車両を運転する職員の健康状態、前日の飲酒状況等を確認して運転に適さない要因を事前に排除するなどの事故防止対策を実施している。</p> <p>今回の事故を教訓として、幹部による事故防止のためのよりきめ細かな指導、教養を徹底し、交通事故の再発防止と公有車両、財産の適切な管理に努める。</p>

## 監査の結果に付した意見に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査結果報告年月日	平成20年11月27日
監査の意見	<p>(1) 県税以外の収入未済の解消について</p> <p>県税以外の収入未済については、各所管課における回収の努力にもかかわらず漸増傾向にあり、県財政が極めて厳しい中、県民負担の公平性と歳入確保の観点から、未収金の解消に向けた一層強力な対応が求められている。しかし、債権管理に関する知識やノウハウの蓄積が不十分であることなどから、未収金回収の実績や不納欠損等の事務処理に関しては、各所管課によりばらつきがある。については、全庁を挙げて収入未済を解消するため、各所管課の取り組みに対し、債権管理の手法や法的措置の活用等に関する知識・ノウハウの共有と提供、回収困難な事案に対する一元的な対応などの支援を行う組織・体制の整備について検討されたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>(総務部人事課)</p> <p>県税以外の収入未済額の縮減に向け、平成22年度から財政課公有財産担当を公有財産・債権回収支援担当に</p>

改称するとともに、債権管理や法的整理の知識・ノウハウを有する専任の職員を配置し、全庁挙げた取り組みを進めることとした。

監査結果報告年月日	平成21年11月27日
-----------	-------------

監査の意見	
-------	--

(1) 公用車事故への対応の見直しについて

公用車による交通事故の発生防止については、機会あるごとに指摘・指導しているところであるが、依然として事故が後を絶たない状況にある。

事故の発生原因を分析してその結果を再発防止に生かし、また、日頃の安全運転励行の注意喚起を徹底するとともに、公用車の利用のあり方および管理監督を含めた事故に対する責任のあり方について検討されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	
---------------------	--

(総務部総務課)

公用車による交通事故の発生防止については、毎年度、交通事故防止講習会を県内7か所で開催し、実技や運転適性診断を行うなど、効果的な研修となるよう工夫している。なお、講習会を開催するにあたっては、過去の事故形態や発生原因を分析し、講習内容に反映させている。

今後も交通事故防止に向け、さらに効果的な研修啓発に向けて改善を図る。また、管理監督を含めた事故に対する責任のあり方については、関係所属と協議の上、検討していきたい。

(総務部人事課)

安全運転の注意喚起については、毎年、夏季と年末に総務部長名で通達を行っており、今後も職員に対し、安全運転の周知徹底を図っていききたい。

公用車での出張については、用務先での業務内容、運転距離、出張職員の体調などを勘案した上で、公用車で出張が妥当かどうかを総合的に判断し出張を命ずるよう、庁議や研修の場等で、所属長やグループリーダーに対して周知徹底を図っていききたい。

職員が惹起した交通事故で、職員に責めを負わせるべきと判断されるものについては、他の懲戒事案と同様、管理監督者の責任も含め、これまでからも処分を行ってきている。

(警察本部)

(1) 組織を挙げて取り組む指導重点項目として「職員交通事故等の防止」を掲げ、年間を通じ事故防止に取り組んでおり、平成21年10月には、全所属の管理官、副署長等を招集して、公用車を運転する職員の日々の健康状態等にも配慮するなど交通事故防止についての指示を徹底した。

(2) 交通事故の発生時には、事故の態様や原因により必要があるときは、所属の責任者を本部に招致して本質的な事故原因を究明するとともに、同乗者の注意喚起、上司等の事前指導の状況等についても検証し、その結果を他の所属に周知して同種事故の未然防止を図っている。

(3) 交通事故の当事者となった職員については、事故の態様等により必要があるときは、平成19年に大幅に見直した滋賀県警察自動車運転技能検定等に関する訓令に基づいて、公用車の運転に必要な運転技能検定の級位認定を取消し、降格または停止するとともに、自動車運転技能訓練に参加させて職員の運転技能および安全意識の向上に努めている。

(4) 今後も、事故防止のための注意喚起、職員の体調把握等を徹底するとともに、運転技能検定・訓練等を有効に活用して交通事故の発生防止に努める。

監査結果報告年月日	平成21年11月27日
-----------	-------------

監査の意見	
-------	--

(2) 自律型人材育成制度の適確な運用について

職員が自らの能力開発に主体的に取り組み、上司が職務を通じてその取り組みを支援し指導する「自律型人材育成制度」について、現状を検証し活性化を図られたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	
---------------------	--

(総務部人事課)

自律型人材育成制度については、管理職での試行を経て、現在、課長補佐級まで段階的に導入を図ってきているところであるが、制度のねらいとする効果をさらに得るためには、一般職員層への導入が必要と考えている。

一般職員層への導入にあたっては、職員団体との合意が必要であり、今後も引き続き職員団体との調整を行い、早期に全庁的に実施できるよう努めてまいりたい。

監査結果報告年月日	平成21年11月27日
監査の意見	<p>(3) 職員手当の適正な認定について</p> <p>職員に支給される諸手当については、認定を誤っていたために追給や返納を求めた事例のほか、過誤支給には至らなかったものの必要書類の点検など支給要件の確認が不十分な事例が見受けられた。</p> <p>手当の事務処理にあたっては、新規の認定を厳正に行うよう指導することはもとより、認定済の事案についても定期の確認事務における再点検を徹底するよう改めて各所属に対し指導されたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>(総務部人事課)</p> <p>手当の認定・確認事務の正確な事務処理については、これまでから給与事務のてびきの作成・配付、毎年度の手当認定事務説明会の開催、全所属を対象とした認定状況調査、平成20年度導入の給与等システムでの自動計算、基本項目のチェック等の対応、ライフイベント別手引きの作成等を通じ、担当職員および一般の職員に対する手当制度の周知、事務処理の徹底に努めてきたところである。</p> <p>特に近年は、手引き等に添付書類を詳細に掲載するとともに、確認事務についての手引きを作成して確認事務の徹底を図っており、給与等システムにおいても、必要な添付書類を表示するなどして、必要な書類の提出・確認を改めて徹底しているところである。</p> <p>引き続き、様々な機会を捉えて認定・確認事務の徹底を図るとともに、給与等システムの機能も活用して、より正確な手当支給の確保について検討することとしている。</p> <p>(教育委員会事務局教職員課)</p> <p>諸手当の認定事務等に係る指導については、平成21年4月14日付けで各学校長に対して、不適正事例の適正な処理に関して通知をするとともに、同日開催の県立学校校長会において注意喚起を行った。</p> <p>給与事務の具体的な事務処理については、給与事務提要を作成し、各学校へ配付するとともに、平成21年6月11日に新任事務職員を、平成22年2月9日および18日には全事務職員を対象とした研修会を実施し、新規認定や定期の確認事務に関する指導を行った。</p> <p>特に、新規採用者の9名については、平成21年6月から7月にかけて相談会を実施し、認定や確認の方法等に関して個別に指導を行った。</p> <p>また、給与や服務事務を対象とした給与事務調査を、3年から5年計画で全小中学校および県立学校に対して実施しており、本年度は平成21年7月から10月にかけて、小中学校58校、県立学校19校で実施し、不適正処理については指摘のうえ改善報告を求めた。</p> <p>今後も研修会や給与事務調査を通じ、認定や定期の確認事務等が適正に行われるよう、引き続き指導を行いたい。</p>

監査結果報告年月日	平成21年11月27日
監査の意見	<p>(5) 「低炭素社会の実現」に向けた方策の推進について</p> <p>県は、温室効果ガス排出量削減に向け、滋賀県地球温暖化対策推進計画に基づく普及啓発事業や太陽光発電に係る導入支援等を行うほか、県庁地球温暖化対策実行計画に基づく行政の率先行動としての省資源省エネルギーの推進やハイブリッド車など環境対応仕様の公用車の導入等を進めている。平成20年3月に策定された「持続可能な滋賀社会ビジョン」では、西暦2030年における温室効果ガス排出量を1990年比で50%削減とする目標が掲げられているが、この目標の実現に向け、行政、県民、事業者などあらゆる主体が自らの暮らしや事業活動など様々な分野にわたって積極的に関わり、取り組んでいける効果的な対策を総合的に推進されたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>(琵琶湖環境部温暖化対策課)</p> <p>2030年に温室効果ガス排出量を1990年比で50%削減するための道筋を明らかにするための「工程表」の作成や新たな条例の制定に取り組んでいる。</p> <p>これらの検討に当たり、温暖化対策の取組主体となる県民や事業者、市町などと意見交換を行いながら進め</p>

ることで、温暖化対策が他人ごとでなく自分ごとになると考えており、既に経済団体や県民等と意見交換会を実施している。

今後も、意見交換を重ねながら、「工程表」の作成に取り組むなど、あらゆる主体の参加による温暖化対策を総合的に進めていく。

監査結果報告年月日	平成21年11月27日
-----------	-------------

監査の意見	
-------	--

(6) 間伐の推進と琵琶湖森林づくり県民税の検証について

琵琶湖の水源かん養、県土の保全等、森林の有する公益的機能を発揮するためには、間伐の実施により森林を保全することが重要である。

間伐の重要性について広く理解を得ながら、その事業を推進していけるよう、これまでの間伐の実施状況を示した地図を公表し、あわせて間伐実施の全体計画および具体的な数値目標を設定した年次計画を示されたい。

また、琵琶湖森林づくり県民税は、「環境重視」と「県民協働」という新たな視点に立った森林づくりのための施策の財源として、平成18年度から導入され、3年が経過した。そこで、創設後3年間の森林づくり事業を検証し、今後の事業推進に向けた県民税の有効な活用方法について検討されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	
---------------------	--

(琵琶湖環境部森林政策課、森林保全課)

(1) 間伐の実施状況を示した地図については、当課において間伐実施状況等を把握する目的で整備している間伐促進マップを利用して、平成22年度から森林整備事務所ごとに公表することとした。

間伐実施の全体計画および具体的な目標等については、琵琶湖森林づくり基本計画において、中長期的な間伐実施率および目標とする年度における間伐面積として公表しているところである。

(2) 県民税は、いったん基金に積み立て、環境重視と県民協働という新たな視点から、陽光差し込む健康な森林づくり事業・森林を育む間伐材利用促進事業・みんなの森づくり活動支援事業・森林環境学習「やまのこ」事業等の8つの事業に充当している。

毎年度の事業実施状況については、滋賀県森林審議会で、指標の達成度、数値目標達成度および事業の進行状況を点検し、事業の効果や施策の方向性について評価いただいております、これらの結果を計画に反映することとしている。

平成18年度に県民税が導入されて以来、地球温暖化防止のため温室効果ガスの吸収源としての森林の果たす役割がますます重要になっていること、県内の人工林の多くが成熟期を迎えていることから川上から川下にわたる木材生産流通体制の整備が急務となっていること、またニホンジカなどの野生鳥獣による森林の被害が急増していることなど社会経済状況も大きく変化している。

このような変化に対応するため、平成21年度は、琵琶湖森林づくり基本計画の中期的な目標である戦略プロジェクトの見直しを行い、平成22年度からの5か年間では「急がれる県産材の安定供給体制の整備と地球温暖化防止森林吸収源対策による森林の保全整備の推進」をテーマに、事業展開することとしている。

上記見直しとあわせて、貴重な県民税をどのように充当することがよりよい森林整備につながるのか、その基本的な考え方について、森林審議会でも議論をいただいた。その中では、『基本計画戦略プロジェクトの諸施策の推進・進捗を図る上で、県民税事業の趣旨に合致することが証明できる事業に限り枠を広げるのであれば概ね賛成である。国の補助事業の取り込み、地球温暖化防止を一層推進していくための森林所有者への支援や県産材の利活用、さらに森林被害の防止のためのニホンジカ対策などについては、県民税全体のバランスを考慮する場合にあっては、緊急に取り組んでいくことは妥当と考える。』との意見をいただいている。

この意見を尊重しながら、県民税を活用する事業と従来事業を車の両輪として、改訂を行った琵琶湖森林づくり計画に基づき事業を実施していきたい。

監査結果報告年月日	平成21年11月27日
-----------	-------------

監査の意見	
-------	--

(7) 県内商工団体の統合促進に向けた支援について

市町村合併が進み行政区域が広域化する中、同一市内において商工会議所および商工会が併存している事例や複数の商工会が存在している事例が見受けられる。

商工団体の統合は、団体の自主性に基づき行われるべきものではあるが、団体経営の効率化や団体に対する県の支援の効率化等に資するため、商工団体の統合促進に向けた支援を進められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(商工観光労働部商業振興課)

商工会においては、職員人事を県内で一元化し計画的に削減を進めるなど業務の効率化や商工会同士の合併などが自主的に進められており、県からも必要なアドバイスを行ったり合併に伴う経費の一部を補助するなど、支援を実施したところである。

さらに、同一市内における商工会と商工会議所の併存状況を踏まえて、両団体が円滑に連携して事業を推進できるよう、滋賀県商工会連合会と滋賀県商工会議所連合会を通じて調整を行っている。

今後とも、各団体の自主性を尊重しつつ、効率化に必要な支援を引き続き行うこととしたい。

監査結果報告年月日 平成21年11月27日

監査の意見

(8) 地域農業の維持・発展に向けた施策の推進について

効率的かつ安定的な農業経営や良好な農地の維持を図るためには、担い手の育成や耕作放棄地の解消に向けた取り組みが重要であり、市町や農業協同組合等関係機関との連携を図りながら、効果的な施策を進められたい。

また、平成21年6月に農地法が改正され、農地利用権の緩和など株式会社の農業参入について条件整備が図られた。

工業・商業分野からの農業への参入を活かしつつ、農業の担い手育成など、商工政策担当部局との連携を図り、地域農業の維持・発展に向けた取り組みを推進されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(農政水産部農政課)

本県の農業就業者は、20年前(1990年)と比較して約25%減少し、また、高齢化も急速に進み約27%が75歳以上という状況にあることから、食料供給、農地の保全や農村コミュニティの維持には、担い手の育成・確保は喫緊の課題であり、これまでから、市町や農業団体と連携を図りながら、集落営農の組織化やその法人化、あるいは認定農業者の育成に努めてきた。

しかし、米価の下落、高コスト化による農業所得の減少や担い手自身の高齢化などによる離農に伴い、その育成数の伸びは鈍化しつつある。

このことから、農地の利用集積、とりわけ面的な集積を促進して経営の効率化を図る必要があり、市町単位で設置することになった農地の売買や貸借を仲介する「農地利用集積円滑化団体」の設立とその活動に対し、市町や農業協同組合などの農業団体と連携を図りながら支援していくとともに、平成22年度から始まる国の水田利活用自給力向上事業の積極的な活用を支援することで経営の多角化を進めるなど、集落営農組織や認定農業者の体質強化を図っていくこととしている。

一方、本県の耕作放棄率は、全国で2番目に低い状況にあるものの増加傾向にあることから、国の耕作放棄地解消支援策を受けるために必要な「耕作放棄地対策協議会」が全市町で設立(平成22年3月末現在9団体)されるよう支援していくこととしている。

なお、昨年12月に改正農地法が施行され一般法人の農業参入が可能となり、今後、遊休農地の解消や就農機会の拡大など、地域農業の維持発展に寄与することが期待されることから、法人からの相談に応じるとともに他の担い手との共存に注視しつつ必要な指導、助言を行っていくこととする。

監査結果報告年月日 平成21年11月27日

監査の意見

(9) 会計処理に対する審査指導の充実強化について

会計処理の適正化については、これまで各般の対策が講じられてきたが、会計外現金等の不正・不適切事例の発覚を機に、改めて実効性のある対策が求められる。

については、県公金の出納審査を担当する会計管理局として、各執行機関に対する日常の審査指導や定期の会計実地検査、会計事務研修などのあり方を今一度見直し、適正な会計処理を確保する審査指導事務の充実強化を図られたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

## (会計管理局)

## (1) 日常の審査指導

会計事務の適正化に向けた改善策にかかる各通知の周知徹底を図るため、日々の出納審査を通じて適切な指導・助言を行った。また、指導事例については、庁内LANに掲載している会計事務事例集に掲載準備を進めており、毎年の会計事務の手引きの更新に伴う掲載とあわせて情報の共有化に努めていく。

## (2) 定期の会計実地検査

会計実地検査については、会計実地検査連絡会議を3回開催し、各環境・総合事務所総務課会計室(以下「会計室」という。)との連携を図るとともに、出納所管機関検査について平成21年度から各会計室が主体的に取り組むことで、よりきめ細やかな検査指導を実施した。また金庫等管理要領を制定し、本庁の収入検査において金庫等管理についての実地検査を行い、現金の適正管理が図られるよう努めた。

平成22年度から、単独出納機関について、会計室を主体とした検査体制に移行することで、検査体制のさらなる強化を図るとともに、より効果的に検査が実施できるよう検査員のスキルアップや検査項目内容の充実・精査を行っていく。

## (3) 会計事務研修

平成21年10月から11月にかけて各環境・総合事務所管内別に不適切事例を踏まえた内容で財務会計事務研修を実施した。

平成22年度においても、各環境・総合事務所管内別に不適切事例を踏まえ、具体的な事務処理を中心にきめ細かな内容で研修を実施する。具体的には、会計室職員の審査能力や検査能力の向上を図るため、会計室職員を対象にした研修を実施するとともに、新規採用職員研修に財務会計研修を組み入れ、不適切事例を踏まえた公金の意味、法令遵守等財務会計事務の基本を教育する。

監査結果報告年月日	平成21年11月27日
-----------	-------------

## 監査の意見

## (10) 病院における契約事務の見直しについて

病院事業庁が運営する3病院においては、それぞれの病院が個別に随意契約を行っているものが見受けられる。病院事業庁として、より競争性、透明性を発揮すべく、一連の契約事務の見直しに取り組むとともに、共通する業務については、契約を一本化すること等により経費の節減や事務の効率化を図られたい。

## 当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

## (病院事業庁)

安定的な経営基盤の構築に向け、経常収支の改善を図るという観点から、費用削減は主な取組みの1つである。

このため、各センターと協議しながら契約の一本化が望ましいものは順次取組みを進めており、これまでに医事業務委託契約の一本化や医薬品の共同購入等を行っているところである。

平成21年度においては、各センターが個別に行っていた清掃業務委託を見直し、経費の節減を始め、患者満足度の向上や院内感染防止の点で業務の質が重視されることから、3病院の業務を一括した総合評価一般競争入札を実施し、病院の清掃に最も適した業者を選定した。

今後も病院の経営改善に向けて経費節減および事務軽減ならびにその効果について検証しながら、同様の取組みを進めていく。

(注) 課名については、平成22年4月1日現在の課名を記載。